

令和6年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和6年7月4日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより、令和 6 年度第 1 回の新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。まず、初めに新しい委員の方のご紹介をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、皆様、本日もよろしくをお願いいたします。

今回、布施委員がご退任されまして、新たに高木委員が選出されました。委員名簿を机上に配付しておりますので、ご覧ください。

それでは、新しい委員の方をご紹介させていただきます。高木信之委員でございます。

【高木委員】こんにちは。高木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】高木委員、ありがとうございました。

【会 長】それでは、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、皆様、よろしくお願い申し上げます。

本日は、まず、資料 1 「令和 5 年度及び令和 6 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件について」、次に、資料 2 「令和 5 年度新宿情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」、最後に、資料 3 「令和 5 年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について」の 3 つの資料をご準備させていただいております。机上配付させていただいておりますが、この後の説明のときに過不足などを確認させていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の審議会では資料 3 の「令和 5 年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について」に関し、皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

それでは、会長、進行のほど、よろしくお願い申し上げます。

【会 長】では、まず、資料 1 「令和 5 年度及び令和 6 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件」について、報告をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、報告させていただきます。

今年、令和 6 年 2 月から 6 月に審議した案件について、説明をさせていただきます。1 ページ目から 3 ページ目までが審議案件資料一覧となっており、この後ろに 1 件 1 件の資料をつけております。毎回で大変恐縮ですが、私から一度に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、資料の 1 ページ目、東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合について、

資料上部にNo. 1と書いてある資料から説明させていただきます。合計で35件となり、早足とはなりますが、説明させていただきます。

まず、事業内容の1番の概要のところをご覧ください。今回の1件目の案件ですが、区では、平成16年から東京共同電子申請・届出サービスというものを活用し、区の様々な申請またはイベント申込みなどの手続をオンラインで受け付けております。今回、この手続を追加する案件でございます。1枚おめくりいただき、2ページをご覧くださいますと、管理運営会議に付議した案件が1件ございます。こちらは、保健予防課で感染症の知識向上に関する啓発イベントの申込み及びアンケートを追加したというのが1件目の案件でございます。

次に、4ページ目をご覧ください。地域センター受付システムの更新に係る開発等についてというNo. 2でございます。まず、上から4段目の目的をご覧ください、新宿区には地域センターが各10所あり、その受付システムの更新をして、地域センターの貸出し施設を利用する方の利便性の向上をさせ、利用機会の拡大を図る内容でございます。事業内容の1番、概要をご覧ください。現在、登録団体の情報については、公益財団法人の新宿未来創造財団の総合受付システム、通称「レガスシステム」と同一のサーバを利用し、地域センターの受付システムを構築して、運用管理を行っております。2段落目、このレガスシステムが令和6年度末にシステム更新を行うことから、同じサーバを使っている地域センターの受付システムも更新する必要があるということで、2番に付議内容となっております。電算処理ということでシステム改修と、外部結合、業務委託を今回の協議の案件とした内容となっております。

次に、7ページのNo. 3でございます。こちらは、更生指導台帳情報の外部提供について、障害者福祉課の案件でございます。事業内容の1番をご覧ください。区では、身体障害者福祉法の施行事務及び東京都愛の手帳交付事務を利用するため、身体障害者の更生指導台帳と知的障害者の台帳を整備しております。このたび、東京都から、障害者手帳と個人番号の連携率向上のため、区市町村に台帳の情報提供依頼があり、身体障害者福祉法に定める事務の遂行に必要で、かつ障害者の各種手続における利便性の向上につながるため、外部提供を行ったものでございます。2番の協議内容をご覧ください、身体障害者手帳及び愛の手帳と、個人番号の未連携者として東京都が抽出した方に対して、身体障害者の台帳から、氏名、生年月日、性別、住所の4情報、また、知的障害者の台帳からは、氏名、生年月日、住所の3情報、及び死亡、転出等のデータの抽出をし、都に外部提供を行った内容でございます。

次に9ページをご覧ください、4つ目の案件が、介護保険の審査支払システムと障害者の給付のシステムに係るデータのクラウド化後の外部結合についての案件でございます。事業内容

の1番の①をご覧ください。現在、介護保険の給付の審査、また支払に関する事務については、3行目の東京都国民健康保険団体連合会に委託しており、介護保険の審査システムの審査事務が行われております。また、②の障害福祉サービスにおける給付費の審査支払についても、これも国保連に委託する形で実施しております。②の2段落目、このシステムの機器更新が予定されているなか、政府からはクラウド化が求められており、この共同運用センターに設置されるサーバについてもクラウド化する内容でございます。付議内容としましては、外部結合と業務委託の案件となっております。

次に12ページをご覧ください、児童手当制度改正に伴う児童福祉総合システムの改修についての案件でございます。4段目の目的をご覧ください。児童手当法が一部改正されまして、この①から⑤まで、所得制限の撤廃や、高校生年齢までの支給期間の延長に対応するためのシステム改修という内容となっております。事業内容の1番をご覧ください。区では児童手当の支給に当たり、児童福祉総合システムを活用して受給者情報を管理しております。先ほどお話しした①から⑤について対応するため、システム改修を行う内容でございます。2番の付議内容は、電算処理と業務委託で、システム改修と保守業務を委託する案件でございます。

次に15ページをご覧ください、学童クラブのお弁当配送サービス業務の委託についての案件でございます。1番の事業内容の概要をご覧ください。区学童クラブにおける学校長期休業期間中の弁当提供については、現在、保護者有志が弁当配達業者との仲介等を行い、児童にお弁当を届けておりますが、そういった保護者の方が今後少なくなる場合も想定されることや、最低注文数に満たない場合、注文することができないといった課題がございます。こうした課題に対応するため、学校長期休業期間中におけるお弁当の配送サービスを委託します。2番の付議内容では、お弁当配送を希望する場合、専用サイトから注文を行うと、希望した利用日に弁当が学童クラブに届くといったことを委託する内容となっております。

次に17ページをご覧ください、多胎児家庭移動経費支援業務の委託についての案件でございます。4段目の目的をご覧ください、多胎児がいる世帯を対象に、相談支援などで移動にかかる経費を補助することで、移動の支援、経済的な支援を行うものでございます。事業内容の概要をご覧ください、対象は0歳から2歳の多胎児のいる全世帯に対して、誕生月の翌月に案内通知を郵送し、保健センターで専門職との面接を行うとともに、申請書を記入していただきます。そうしますと、事業者から子ども商品券が送られる事業のスキームとなっております、この子ども商品券の調達と配送を業務委託する内容となっております。

次に19ページをご覧ください。新宿区産後ケア事業に係る業務の委託についての案件でござ

ございます。事業内容の概要をご覧ください、まず1行目の母子保健法の一部改正に伴い、産婦及び乳児に対して心身のケアや育児サポートなどを行う「産後ケア事業」について、各市区町村に実施の努力義務が規定されました。これに伴い、区においても令和3年度にショートステイとして、宿泊型によるケア事業の開始、また令和4年度からは助産院を支援施設に追加、また令和5年度についてはデイサービス型として、宿泊を伴わないケアや、アウトリーチ型として、訪問によるケア事業を開始しているところでございます。今回の付議内容ですが、利用希望者と委託先の間で行っている利用の予約において利用希望者と電話が繋がらないという状態が続いているため、メールを用いた利用日の調整を行うことから、委託事業者に処理させる情報項目にメールアドレスを追加する内容となります。

次に21ページをご覧ください。ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの男性予防接種事業の実施に伴う保健情報システムの改修についての案件です。事業内容のところをご覧くださいまして、区では、予防接種の情報について保健情報システムというもので一元的に管理をしておりますが、2段落目で、令和6年度からHPVワクチンの男性予防接種事業を区で実施するに当たり、予防接種の情報項目を新たに追加するために改修を行うものです。付議内容としては、データ処理ということで、改修業務の委託と、保守の委託を行う内容となっております。

次に23ページをご覧ください、こちらはシステム標準化に対応した保健情報システムへの移行について、特定個人情報の保護評価を実施した後のパブリック・コメントにおける実施結果の報告でございます。こちらについては、令和7年度末までに保健情報システムを標準化へ対応することが求められております。それに伴いまして、保健情報システムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについて、再実施をしたところでございます。こうした中でパブリック・コメントを実施し、その結果、パブリック・コメントの意見は特になかったという内容となっております。

次に26ページをご覧ください、区内ブロック塀の点検調査業務の委託についての案件でございます。事業内容の概要のところをご覧くださいまして、区では平成30年度に発生した大阪の北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を受けて、ブロック塀などの安全対策にこれまで取り組んでおります。2段落目、今後、より一層の安全化を図るために、耐震性が特に十分でないブロック塀を対象に、専門的知見のあるアドバイザーを派遣し、改善に関する相談を行い、安全化を促していくための業務委託となります。2番の付議内容の部分で、(2)のアドバイザーの派遣が新たに設置され、そちらの付議案件となります。

次に28ページをご覧ください。児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡の協定に基づく外部提供について、教育委員会と警察との間で結んでいる協定書に基づいて、学校から警察に個人情報や外部提供したため、その内容についての報告となっております。1枚おめくりいただき、29ページに外部提供した内容の概要を記載しておりますが、児童間のトラブルや、交通事故があったときに、対象の生徒の情報を警察に電話で情報提供したという内容の4件となっております。

次に30ページをご覧ください。新宿区立幼稚園の保育料の回収に係る督促業務の委託についての案件でございます。事業内容の概要ですが、これまで区の職員が幼稚園の保育料の債権回収を行ってまいりましたが、催告を行っているにもかかわらず支払いに応じない方、また転出してしまい、なかなか追跡が難しい方、こういった方の債権回収が進まない状況でございます。そのため、専門知識、ノウハウを有する弁護士事務所に、(1)、(2)、(3)、(4)の督促や示談折衝などを委託するという内容となっております。

次に32ページをご覧ください。東京共同電子申請の利用に係る外部結合についての案件です。一番初めの案件と同様で、オンラインでの手続について、業務を追加した内容となっております。33ページをご覧くださいと手続きの追加を行った案件が7件ございまして、女性の健康支援事業に関する申込みのアンケートや、食品ロスダイアリーモニターの参加申込み、などの電子申請を新たに開始したというものでございます。

次に35ページをご覧ください。新たな電子申請サービスの利用に係る外部結合についての案件でございます。1つ前に説明した電子申請のサービスにおける事業内容のところをご覧くださいと、**「東京共同電子申請・届出サービス」**というもので、これまで受付けをしておりましたが、このたび、このサービスが令和6年度末で廃止されるため、サービス利用者にとって、より申請がしやすく、職員にとっても使いやすい新たな電子申請サービスの**LOGO**フォームを東京都と区市町村で共同調達し、導入することになりました。区においても、より一層の行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性の向上を図るため、**LOGO**フォームを利用して届出を受け付けるものでございます。

また、これまで届出を電子申請で行ってきたものについても、**LOGO**フォームに順次移行していく予定でございます。**LOGO**フォームの機能としましては、電子申請の機能と併せまして、マイナンバーカードを活用した電子認証の機能や、証明書手数料等のオンライン決済機能があり、今後はこちらに移行していく内容となっております。

次に38ページをご覧ください。物価高騰対策の給付金に係るシステム改修で、区民の負担

を軽減するために、低所得世帯の方を支援するという内容となっております。対象者のところをご覧ください、1番が令和5年度の非課税世帯に対する給付、2番、均等割のみということで、住民税の所得割を課税されていない世帯の世帯主に給付、3番、子ども加算で、1番と2番の世帯のうち子どもがいる世帯に対する加算、また4番が、課税所得が300万円未満の世帯の子ども加算となっております。事業内容の部分に、金額が書いてありますが、(2)番で、令和5年度の均等割のみ給付が10万円。子ども加算が1人5万円。39ページをご覧くださいまして、(4)番、課税所得300万円未満の世帯については、1人当たり1万円となっております。

次に41ページをご覧ください、生活習慣病の治療中断者への受診勧奨事業と受診行動の適正化の委託についての案件でございます。事業内容をご覧くださいまして、区では、KDBシステム及び国保データベースシステムで、健診、医療、介護の情報を使い、業務委託によってデータ分析を行った上で、新宿区国民健康保険のデータヘルス計画と、特定健診の実施計画を策定しております。2段落目の部分で、データヘルス計画において実施している生活習慣病の治療中断者への受診勧奨及び受診行動の適正化、こちらの事業については、区が行うのではなくて、ノウハウを有する事業者への業務委託により実施しています。今回、委託先から通知文を送るときに、個人情報の印刷、封入封緘、発送について、再委託したいという申し出があったので、付議したという内容となっております。

次に44ページをお開きください。「食品ロスダイアリー」のモニターの調査の簡易レポート作成委託についての案件でございます。区では、食品ロスがなぜ発生するのかという実態把握をするために、区民モニターを募集し、「食品ロスダイアリー」のモニター調査を実施しています。2段落目の2行目、10月の1カ月間、区内の100世帯を対象に、NPO法人で開発したウェブアプリ「食品ロスダイアリー」を利用し、食品廃棄の状況を日記形式で記録をする内容となっております。このたび、モニター調査において記録を集計・分析した簡易レポートの作成を、このNPO法人に委託する内容となっております。

次に、46ページをご覧ください。新宿環境アクションポイントのアプリシステムの開発という案件でございます。事業内容をご覧ください、区では、新宿エコ自慢ポイントの事業を実施しており、「環境アクションポイント」という名称に変わりますが、こちらの事業では、ごみの発生抑制や環境に配慮した行動を行った方に対してポイントを付与しています。また、ポイント数に応じて、特典の配布や、上位者の表彰等を行っております。このたび、より多くの区民の方の利用を促進し、利便性を向上させるために、当該事業のアプリを開発することで、

付議内容として、アプリ開発の電算処理や、外部結合、業務委託、指定管理が、案件となっております。

次に49ページをご覧くださいまして、ふるさと納税の管理業務の委託についての案件でございます。事業内容の部分ですが、区では、令和5年10月に、ふるさと納税の返礼品を導入しております。ふるさと納税のポータルサイトで寄附を募っているところですが、収納事務や、証明書の発行事務、管理事務、これらを中間事業者へ業務委託し、業務の効率化を図っています。一方で、ふるさと新宿区わがまち応援寄附金というものがあり、こちらについては技術的にポータルサイトでの受付ができず、キャッシュレス決済にも対応しておりません。また、新宿区には、子ども未来基金といった各種基金がありますが、こちらの寄附について、ポータルサイトでは対応しておらず、寄附の受付に伴う書類発送の事務を職員が行っているため、事務負担が発生しております。これらに対応するため、区政全般への寄附だけでなく、基金への寄附や、ふるさと新宿区わがまち応援寄附金の寄附についても、インターネット申込み及びキャッシュレス決済に対応する特設サイトを開設し、管理・運営を中間事業者へ委託するという内容となっております。付議の内容としては、このふるさと納税特設サイトの管理、運営についてでございます。

次に、51ページをご覧ください。こちらは物価高騰対策の臨時給付金に係るシステム改修についての案件になります。先ほど、一度説明したのが令和5年度で、次は令和6年度の内容となっております。対象者のところをご覧くださいまして、1番は令和6年度の非課税世帯に対する給付、2番は令和6年度の均等割のみの課税の世帯に対する給付、3番は子ども加算、4番は調整給付となっております。令和6年度は、定額減税がありましたが、減税前税額を上回ると見込まれる場合、差分のお金をお支払いするというので、定額減税が4万円なのですが、もともとの税額が3万円の方については、1万円の調整給付を行う内容となっております。事業内容ですが、非課税世帯と均等割のみの課税世帯には(1)、(2)で10万円、子ども加算について5万円、また調整給付で、定額減税が見込まれる世帯については、先ほどお話しした金額が振り込まれるという内容となっております。

次に54ページをご覧ください、納税証明の電子連携に係る軽自動車税納付確認システムとの外部結合についてということで、事業内容をご覧ください。概要ですが、現在、軽自動車税について、納付の情報は軽JNKSというシステムをLGWAN経由で送信されております。三輪、四輪のみでしたが、小型二輪についても同様の取扱いとして、この軽JNKSに登録する内容となります。これにより、三輪、四輪の軽自動車と同様に、小型二輪についても車検の

ときに納税証明が不要になります。

次に、56ページをご覧ください、当初課税業務の委託についての案件でございます。こちら、事業内容ですが、税務課では、当初課税時期ということで、1月から5月に派遣職員を雇用して事務に対応しているのですが、職員の事務負担が多く、1カ月あたり80時間以上残業しております。こうした状況を踏まえて、当初課税のうち、郵便の仕分けや、パンチ項目等を外部委託することにより、職員の負担を軽減し、専門性の高い業務に集中できる環境を整備するの內容でございます。2番の付議内容で業務委託と再委託については、記載のとおりでございます。

次に60ページをご覧ください、催告事務センターの運營業務の委託についての案件でございます。事業内容をご覧くださいまして、現在、税務課と医療保険年金課で、滞納者に対するショートメッセージや電話での催告を行う「税・国保料催告センター」を設置しているところですが、こちらを今年12月に廃止し、これまでの納付案内業務に加えて、電話を受ける受電業務や、内部事務を行う「催告等事務センター」を新たに設置することで、事務の効率化を図る内容となっております。

次に64ページをご覧ください、新宿区民活動支援サイト「キラミラネット」の維持管理委託の案件でございます。こちらの事業の概要ですが、区では、区民やNPOの地域団体との協働を推進する活動情報インフラとして、民間活動支援サイト「キラミラネット」を運営しています。令和6年2月に、こちらの品質向上、セキュリティ強化のため、パッケージシステムを更新したことにより、情報項目が新たに追加になったという內容でございます。付議内容に記載しておりますが、業務委託は、パッケージの更新に伴い、利用登録者の情報を追加し、役職、性別、生年月日を追加する内容となっております。

次に66ページをご覧ください、町会・自治会への掲示板配送業務の委託について、事業内容として、現在、区の直営の掲示板と町会の掲示板の2つの掲示板があり、そのうち町会の掲示板に、新宿区だけでなく、国や、東京都、警察など、様々な機関のチラシが届いており、町会から掲示板へ掲示する作業負担が大きく、本来貼りたい地域の情報が掲示できないということで、町会・自治会の負担になっているというお声がありました。こうした課題に対応するため、まず、掲示依頼方法の見直しを行い、国や、警察などがチラシを送る際には、地域コミュニティ課に報告を行い、そこから委託事業者が一括して町会・自治会に掲示物を発送することで負担軽減を図ります。付議内容をご覧くださいまして、区が提供する配送先リストに基づいて、配送日に掲示物が町会・自治会に配送されるよう、集荷・仕分け・梱包・配送を委託する

内容となっております。

次に68ページをご覧ください、介護事業者情報の電子申請・届出システム及び事業所台帳システムの導入についてとなります。事業内容をご覧ください。区では、介護保険サービスのうち、地域密着型サービス、居宅介護支援、また生活支援サービス事業での、事業所の指定を実施しております。2段落目、現在、新宿区が指定する様式を用いて郵送・持参により、その申請・届出を受け付けているのですが、国が提供するシステムを利用し、電子での申請ができるようになるというものです。また、区から東京都に文書で通達も行っておりますが、そちらについても、都が委託している「LEMSCARE」というシステムを導入し、情報連携を行えるように整備する内容となっております。

次に72ページをご覧ください、乳幼児・子ども・高校生等医療証の印字及び封入封緘業務の委託についての案件でございます。これまで18歳に達する日以降の最初の3月31日までに子どもを養育しているものに対し、医療費の一部を助成し乳幼児・子ども・高校生等医療証を交付しておりました。令和7年にこれまで医療証の印字を行っていたホストコンピューターが廃止となるため、令和6年度から外部業者に印字及び封入封緘を一括して委託するという内容となっております。

次に74ページをご覧ください、警察と区立学校の相互連携協定に基づく外部提供の案件でございます。こちらは、先ほど一部ご説明いたしましたが、学校から警察に外部提供を行ったものについての報告でございます。1枚おめくりいただき、75ページに、外部提供を行った内容がございますが、こちらも家出の捜索や、対児童、対教師への暴力などについて、電話で警察署に情報提供した内容でございます。

次、76ページをご覧くださいまして、L o G o フォームの利用に係る外部結合の案件でございます。東京電子申請・届出サービスからL o G o フォームに移行し、そちらで新たなオンライン申請を受け付ける内容となっております。L o G o フォームについて、管理運営会議に付議する案件としては、中段のところに①、②、③という3つの案件についてのみ付議するところでございます。①の1,000件を超える内容が想定される場合、また②のオンライン決済機能を活用する場合、③のマイナンバーカードを活用した電子認証を活用する場合、この3つの場合は付議することになります。1枚おめくりいただき77ページに、追加の手続を掲載しております。税務課の税証明、子ども家庭支援課のベビーシッターの利用支援の助成金の申請、また保健予防課のH I V ・性感染症の検査の予約で、いずれも年間の申請件数が1,000件を超えているため、付議したものでございます。

次に79ページをご覧くださいまして、職員の健康診断の業務委託についての案件でございます。こちら、事業内容の1番、区では、健康診断業務を委託して実施しているのですが、1の(1)番、委託している健診の種類エの婦人科健診のところが太字になっておりますが、これについて、上記(1)エの婦人科検診については、記載された健診実施日に都合が合わない場合に、電話での日程調整を行ってございましたが、なかなか電話がつながりにくく、日程調整が難しいという意見が出ておりました。そのため、診断票の二次元コードを読み取って、ウェブからの日程変更を可能にする業務委託の変更の内容となっております。

次に81ページをご覧くださいまして、携帯トイレの全世帯配布事業に係る業務の委託についての案件でございます。こちら、目的をまずご覧くださいまして、区では大地震が発生したときは、自宅での在宅避難を推進しておりますが、能登半島地震の際にも、トイレが使用できない状況が続き、日ごろの備えへの重要性が高まっております。こうしたことから、区民の防災意識の向上を目的として、携帯トイレのサンプルや食料品のサンプル、また様々な防災関係のチラシを送付するものでございます。事業内容をご覧くださいまして、在宅避難において、自宅での生活が継続できるよう、食料や水の確保、また家具の転倒防止なども重要であるため、区内の全世帯にサンプルを配布して啓発を行うものでございます。配布物の内容としては、携帯トイレや、アルファ化米のおにぎりなどでございます。こちらの封入封緘・発送業務の委託を行う内容でございます。

次に83ページをご覧くださいまして、住居表示旧新・新旧対照表の電子データ化に係る業務の委託の案件でございます。こちら、事業内容の概要をご覧くださいまして、住居表示の旧新・新旧対照表について、昭和40年から平成15年までは、紙で作成していたため、電子データがなく、紙で管理しております。そのため、紙の印字が消えかかっているなど、劣化が進んでいるため、電子データ化を行うため、スキヤニングなどを専門の業者をお願いするという内容でございます。2番の業務委託の付議内容のところですが、全36冊、9,705ページを電子データ化するというものとなっております。

次に86ページをご覧ください、住民基本台帳法改正に伴う戸籍の附票記載事項の送受信に係る戸籍情報システムの外部結合についての案件でございます。事業内容ですが、区では、法令に基づき、戸籍の附票記載事項通知の送受信について、他の市町村と住基ネットを使用し外部結合を行っております。この度、住民基本台帳法が変わり、今年の5月27日に施行されることから、専用回線からの送受信処理として、(1)、(2)、(3)に記載されている処理が、住基ネットでも行えるようになりました。そのため、住民票の記載事項の通知や、本籍の照合

の通知、また転属通知など、今まで紙や、郵送で行っていたものが電子で行えるようになった内容となっております。

次が最後の案件でございます。No.35は、予防接種事業の外部結合について、事業内容をご覧ください。区では、予防接種法に基づいて対象者への予防接種を行っております。本事業については、予診票の発送件数や点検の件数が多く、業務の効率化を図るために、業務委託を行っております。下にある①、②、③の業務の委託を行っておりますが、②の封入封緘の作業の委託と、予診票の点検業務の委託については、公募型のプロポーザルにより事業者を選定し、令和6年度から委託する内容でございます。それに伴いまして、付議内容は、予診票の送付について、今までデータを媒体で受け渡していましたが、L G W A N回線を使って外部結合し、セキュリティの向上を図るものです。また、業務委託として、予診票の不備があった際に、事業者で点検して、医療機関へ返戻させる内容となっております。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【会 長】ご質問等ございましたら、ご発言願います。

【栗原委員】ご報告ありがとうございました。私からは2点ありまして、1点目が、全体のお話になるのですが、ご報告いただいた審議案件35件のうち、大体27件ほどが業務委託に関する内容だったと思うのですが、そちらに関しまして、過去、具体的に委託先の状況の把握や管理は何かされているのでしょうか。

2点目に関しまして、No.18でN P O法人に委託するという審議案件があったのですが、こちらの「食品ロスダイアリー」のアプリは、個人情報を取得しないと書いてあるのですが、こちらはメールアドレスと生年月日と世帯構成を入力する欄がございまして、こちらがないとユーザー登録できないという形になっております。こちらは、事前に個人情報の扱いに関しまして、何か区で委託先に、確認されたのでしょうか。以上です。

【区政情報課長】まず、1点目の質問に関しては、業務委託の事業者についてですが、区も様々な業務の委託というものを行っておりまして、一律の管理はできておりません。各所管課で、委託する内容や、事業者に対して、契約書などで個人情報の取扱いについて徹底するよう指導しております。そこは問題ないのかなと考えております。

もう1つの「食品ロスダイアリー」のアプリの件ですが、こちらは、委員がおっしゃるとおり、個人情報の収集という形になります。事業者とは、契約書に個人情報の特記事項というものをつけており、その中で、区で持っている情報セキュリティの指針などに準拠するようにしっかりと伝えておりますので、そちらについても事業者との契約の中で、しっかりと指導して

おります。

【栗原委員】ありがとうございます。2点目、「食品ロスダイアリー」の件で、追加で伺いたいのですが、こちらはアプリとサービスを見る限り、個人情報保護指針や、プライバシーポリシーというものがない状態で、利用者の方がご登録される形になってしまうと思うのですが、そちらは区として、区民の方が登録する際、区民の方の同意を得ているのでしょうか。

【区政情報課長】事前にアプリの申し込みをする際に、きちんと本人に同意をとり、ご納得いただいた上で、区民の方にご利用いただいていると考えております。

【栗原委員】承知しました。ありがとうございます。

【会 長】ほかにいかがでしょうか。

【坂下委員】説明どうもありがとうございました。No.30にL o G oフォームというのがあるのですが、これはL o G oフォームにデータのコピーが全てつくられて、新宿区に流れてくるという形になるのですが、必ず区に渡して不要になったときは、L o G oフォームのデータは消すというのを徹底していただくように、重ねてお願いいたします。私からは以上です。

【会 長】ほかにいかがですか。

【高木委員】先ほど栗原委員が質問された「食品ロスダイアリー」のところですが、45ページの個人情報の流れの一番上の部分で、④番で青書きしてある「本人同意の上、アプリに会員登録し、食品ロスを記録する」ということで、ここで本人同意をとられているということよろしいですね。

【区政情報課長】はい。

【高木委員】ありがとうございます。

【会 長】何点かご意見ありましたけれども、ほかに何かございますか。

ほかにないようでしたら、本件について、了承ということよろしいでしょうか。

では、了承といたします。

次に、資料2、令和5年度新宿情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況につきまして、ご報告をお願いいたします。

【区政情報課長】資料2と書いてある「令和5年度新宿情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」という資料のご報告をさせていただきます。

こちらについては、令和6年1月に開催した審議会で少し説明させていただきましたが、毎年、この運用状況を報告するために取りまとめ、区のホームページなどで公表しております。これに関し、これまでも委員の皆様からは、運用状況の冊子が200ページとページ数も多く、

区民が関心を持たなくなってしまうのではないかというお話をいただいております。そのため、区としても、内容について少し分かりやすくしようと検討していたところでございます。その後、坂下委員から、公表する内容というのは、区民の方が見て、どのような公文書公開を行ったかなどの指針になるものであるため、今までのものも、それはそれですごく大事なもののだというご意見もいただきました。そのあたりを踏まえまして、分かりやすくという視点と、これまでの情報公開が後退しないようにという視点で、今回、運用状況を見直したものでございます。

3番のところに、精査による資料の削減ということで、令和4年度は項目でいうと21項目あったのが、今年度は13項目まで削減をし、ページ数も206ページから73ページまで削減をしたことで見やすくはなったのかなというところでございます。

あわせて、本体を説明する前に別紙2公表項目の新旧対照表というのが後ろのページについておりますので、そちらをご覧ください。今回、公表項目の精査を行い、左側の列が令和4年度の運用状況ということで、21項目でございます。隣の右側が令和5年度の運用状況ということで、13項目まで削除したところですが、右側の備考欄に書いてございますとおり、基本的には、統合したものや、区のホームページなど、別のところで同じ内容を公表しているため、令和5年度の運用状況から削除した内容となっております。基本的にはこれまで、区で公表している項目は変わらないという認識で作成させていただきました。その点を踏まえまして、別紙1としてまとめた資料がございますので、説明させていただきます。

まず、ページ数をこちらに記載させていただいておりますが、1枚おめくりいただきまして、2ページから説明させていただきます。1の(1)番、公文書公開請求の状況ということで、令和5年度公文書公開の請求件数は、346件で、公開・非公開・公開数などはこちらに記載のとおりでございます。不存在を除いた公開率は99%になりました。1の(2)番、審査請求の状況ですが、こちらは1件の審査請求がございました。説明が漏れておりましたが、こちら公文書公開請求の状況の、詳細については別紙1ということで、14ページ以降に公文書公開請求の内訳を51ページまで作成しております。こちらについては、委員からのご意見もございましたので、例年どおりの形で掲載させていただいております。

2ページにお戻りいただきまして、審査請求の状況が1件ということで、こちらが別紙2、52ページに記載しております。こちらは、審査請求の状況について情報公開と自己情報開示の2つが重なっておりますが、一番上の情報公開と書いてある部分、「公有地拡大法に基づく申出書」というものの公文書公開請求への審査請求が1件ございました。

2ページにお戻りいただきまして、(3)番、実施機関別の処理状況をご覧ください。こちらについても、各実施機関ごとの公開と非公開等の件数を掲載させていただいておりまして、右下に公開、非公開、未決定、取下げ件数の合計を掲載しております。

次に3ページ目をご覧くださいまして、主な公文書公開請求ということで、上位5課を挙げておりますが、衛生課、道路課、環境対策課、教育指導課、都市計画課という、例年通りの傾向となりました。特徴的なところでいうと、4番の教育指導課は、小学校の教科書採択があったため、請求件数が多くなりました。

次に4ページをご覧くださいまして、2番保有個人情報開示請求の状況でございます。(1)番の保有個人情報開示請求の状況ですが、請求件数は147件でございます。こちらについて、詳細は別紙3ということで、53ページから保有個人情報の開示請求の内訳を掲載させていただいております。こちらも例年どおりの内容ということで掲載させていただいております。

4ページにお戻りいただき、(2)、審査請求については4件で、先ほどの52ページに掲載しております。4ページ(3)番、実施機関別の処理状況ですが、こちら先ほどと同様に、各実施機関ごとの処理の状況で、右下に、合計を掲載しております。5ページに、主な保有個人情報の開示請求で掲載させていただいておりますが、こちらほぼ例年どおりの傾向となっております。こちら、5番に教育指導課が、今回、ここに出ているのですが、いじめや別室登校に関する請求となっております。

次に、6ページをご覧ください、(3)番、保有個人情報の訂正請求の状況でございます。3(1)の訂正請求の状況については1件ございました。(3)番、訂正請求の内容については、保護担当課における生活保護の関係で、請求者の面接と記録票の訂正請求がありましたが、非訂正となりました。

4番の利用停止の請求については、特に実績はございませんでした。

次に、7ページをご覧くださいまして、5番、個人情報業務登録の状況でございます。区長部局から各実施機関ごとに掲載しており、業務登録の合計は2,502件、また、6番、個人情報ファイル登録の合計は761件、また7番、個人情報業務委託の合計は、562件となっております。こちらについても、別紙4、別紙5、別紙6で、新たに登録した業務について、別紙扱いとして後ろページにまとめて掲載させていただいております。

次に8ページをご覧ください。こちら、目的外利用と外部提供の状況でございます。(1)の目的外利用は、合計で46件ございました。新たな目的外利用の内容ということで、総務課や介護保険課がございませけれども、物価高騰対策の臨時給付金などが主な内容というところ

でございます。

次に9ページ外部提供の状況でございますが、こちらは合計112件でございました。外部提供の内容としましては、捜査関係事項照会や、警察から刑事訴訟法に基づいた照会が主なものとなっております。

次に10ページをご覧くださいまして、外部電子計算機との結合の状況でございますが、こちらは合計で294件となりました。新たに結合を行った内容といたしましては、行政手続のオンライン化に伴い、電子申請が多数を占めておりました。

次に11ページ、指定管理者による公の施設の管理状況ということで、合計が96件ですが、こちらについては、特に変更はございません。

次に11番、個人情報を取り扱う事務に係る実習生の受入状況ですが、区全体では合計22件349人となっております。新たな実習生の受入は、こちらに記載のとおりでございます。

12ページをご覧くださいまして、派遣労働者の受入状況ですが、こちらは、合計110件の397人となっております。新たな受入の状況は、こちらに記載のとおりでございます。

次に13ページをご覧ください、こちらが防犯カメラの設置状況で、カメラの設置状況は1,275台となっております。(2)は新規設置として施設の中に設置をしているというものが、主なものとなっております。(3)、外部提供の状況では、基本的には、こちらの法令に基づき警察への情報提供ということで82件となっております。

以降は、別紙として、後ろに整理をしております。こちらについても、7月中旬に区のホームページや広報などに掲載しております。報告は以上でございます。

【会長】今の報告につきまして、何かご質問があれば発言をお願いいたします。

【栗原委員】ご報告ありがとうございます。こちらは、質問というよりは、項目の追加の希望をお伝えさせていただきます。13番の防犯カメラの設置の状況について、カメラの台数や場所についての記載があるかと思いますが、それぞれの設置目的や、背景についても記載があると、カメラを設置した理由が非常に分かりやすいかと思います。そのあたり、もし可能であれば考慮いただきたいと思います。私からは以上になります。

【区政情報課長】来年度以降、どうしたら分かりやすくなるかということは、検討していきたいと思います。基本的に事故の防止や防犯上の課題から、児童館などの子どもの施設に設置したというのがほとんどかと思われま。

今回、一番上の危機管理課は大久保公園ということで、今非常に話題になっており、かなり犯罪被害も増えているため、設置したところでございます。

【栗原委員】ありがとうございます。そのような意味ですと、もう1点、例えばホームページ等で新しく設置した際には随時公開していくなど、なぜついているのかの説明があると非常に丁寧かなと思いましたが、ご検討いただけると幸いです。

【区政情報課長】承知しました。大久保公園の件については、設置するときには個人情報の管理運営会議にも諮った上で、設置をしております。

一方で、防犯カメラの設置については、設置していることが分かると防犯カメラとしての意味を失ってしまうなど、様々な事情があるため、一律全てというのは難しいのですが、いただいたご意見等を検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【会 長】ほかに何か質問のある方はいらっしゃいますか。

【川野委員】今の防犯カメラの件ですが、例えば、もちろん目的との関係で設置していること自体を分からないようにするというものは、必要があるとは思いますが、そこで例えばここに防犯カメラが設置されていると分かった際に、新宿区が設置したものなのかはどのようにして外から分かるのでしょうか。例えばほかのお宅が設置したものなのかとか、あとは例えば新宿区が設置したものだと分かれば、これがどこの範囲まで、どういう目的で撮っているのだろうか、どのぐらいの解像度で。例えばスマホの画面まで分かるような解像度のものもあつたりしますし、どこまでかというのを知りたい場合とかもあると思うのですが、そういったことを問合せ先として、または設置者が新宿区であるということは、外から分かるのでしょうか。それは撮られている側としては把握したい点かなと思ひまして、お伺いしました。

【区政情報課長】今回挙げさせていただいている新規の設置、ほとんどが区の施設内にあるものなので、こちらについては、新宿区が設置しているということは皆さんご理解いただけるかなと思います。

あと、今回の大久保公園の話は、なかなか「新宿区がつけています」というところまで、ちょっと出せるかどうかというのはあるのですが、委員がおっしゃったご指摘というところは非常に重要なとは思ひますので、どのような形で区民の方にお知らせするというか、ある意味、ここで公表することによって、新宿区のほうで防犯カメラをつけていますというのは、広くホームページに出してお知らせをしているという形にはなりません。防犯カメラには、管理者の氏名や連絡先を掲示するようになっているため、新宿区が設置しているとか、連絡先についても表示した上で設置しております。

【事務局】補足させていただきますと、録画機能があれば、ここに防犯カメラがございますとか、現在録画していますとかの掲示が必ずあります。そのままモニターに映しているだけの場

合は、特段記録等は全く取っておりません。

【川野委員】 どうもありがとうございます。

【香川委員】 意見ではなく、質問になりますが、防犯カメラの設置の関係で、撮ったデータの保存期間というのは、Aパターン、Bパターンとかと幾つかあるかと思うのですが、現況、この録画データの保存の期間というのは、どんな状況なのでしょうか。

【区政情報課長】 防犯カメラの設置に関しましては、区で要綱を作成しており、要綱で7日以内と定めておりますので、期間としては7日以内ということになります。

【香川委員】 保存の期間は、7日以内で運用されているという理解でよろしいですか。

【区政情報課長】 はい。

【香川委員】 ありがとうございます。一定の期間で消去されるということですね。

【事務局】 そういうことになります。

【香川委員】 プライバシーにも配慮しているという裏返しの関係になるのかと思います。ありがとうございます。

【区政情報課長】 区では、長期間の保存はせずに運用しております。

【坂下委員】 今のカメラの件は、杉並区が防犯カメラを最初に設置していて、特別区は、杉並区を参考に設置していると思うので、大きな問題はないと思います。顔識別を行うカメラを使用する場合には、個人情報保護委員会でガイドブックを公開しているので、そちらに基づいて使用すればよいと思います。今ここに載っているのは、防犯記録用なので、「防犯カメラを設置しています」と書いておけば、基本的には遵法ということになると思います。

それとは別に、助言になりますが、派遣労働者や実習生を受け入れると、外国人も個人情報を扱う仕事に携わることになります。

個人情報を扱うときの漏洩ルートとしてあげられるのが、この外国人のルートも確かにあり、メモをとっていたり、あと覚えるために写メを撮ったり、そういうものが漏洩したりするんです。現場の方々に教育はしっかりやられていると思いますけれども、こういう方々に、今一度個人情報を取扱う仕事を辞めるときには、そういうものがないかどうか確認していただいて、しっかりと廃棄したかどうかをチェックしていただきたいと思います。以上です。

【会 長】 他にご意見がないようでしたら、本件についても了承ということでもよろしいでしょうか。

それでは、ここで意見は出尽くしたと思いますので、この件については了承といたします。

最後に、資料3「令和5年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について」の報告をお願い

いたします。

【区政情報課長】 それでは、右上に資料3と書いてある「令和5年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について」という資料をご覧ください。

まず、リード文をご覧くださいまして、個人情報の保護に関する法律第66条1項に「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定されています。また、個人情報保護委員会でも「事務対応ガイド」を作成し、適切な管理を検証するために、監査を行うこととしています。それに基づき、区においても、令和5年度中に監査を実施しましたので、その概要について、報告させていただきます。

まず、別紙1、監査の流れとして、A4横版の資料がございます。こちら、まず左側が新宿区の事務局ということで、監査責任者は総務部長、事務局は区政情報課で監査を実施いたしました。真ん中が各部の庶務担当課で、右側が各課になっております。まず、監査の実施通知を各部長宛てにお送りし、さらに資料の提出依頼を各部の庶務担当課に通知をしまして、各所管から書類の提出をしていただきました。その提出書類に基づき、ヒアリングと実地調査を実施しまして、その結果を通知し、改善の状況を最終的に確認したものでございます。

資料にお戻りいただきまして、2番の監査対象でございます。今回、監査の通知を送る前に、各課に点検チェックシートを配布し、そのシートの結果を踏まえて、個人情報の管理にリスクがありそうな、5つの課、消費生活就労支援課、高齢者支援課、介護保険課、落合保健センター及び住宅課、こちらを監査の対象とさせていただきました。先ほどお話しした点検チェックシートでは、人的安全管理措置や、物理的な安全管理措置ということで、媒体の管理や廃棄等、または技術的な安全管理措置としてアクセス制御について、点検を実施いたしました。

その指摘事項に対する改善状況として、別紙2に、指摘事項と改善状況を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。先ほど5つの課と申し上げましたが、まず1つ目、消費生活就労支援課については、監査した結果、特に指摘事項はありませんでした。

次に2番目が高齢者支援課になります。2つ、指摘事項がございました。まず、あのところで「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」については、個人情報の業務登録など、各種記録票の記載があるのですが、高齢者支援課では、法改正により記録票を最新の状態にするように努めるとなっていたところ、それが旧様式のままになっていたため指摘をさせていただきました。

次に、今のところで、高齢者支援課においては、個人情報の紛失の事故がありました。事故

対応マニュアルでは、保護管理者が、事故の発生を認識したら、直ちに、30分以内に区政情報課に報告すると定められておりますが、その報告が翌日に行われていたため指摘の対象とさせていただきます。

改善内容が右に記載しております。まず、アの記録票が旧様式になっていたという件については、最新の様式に更新しました。イ、こちらも個人情報の事故対応マニュアルに基づき、保護管理者である課長から区政情報課への口頭報告を徹底するために、改めて注意喚起を行ったと確認しております。また、こちらについて適切な管理を行うように、課全体の職員にも周知徹底をしたものでございます。

次に、1ページ目の3番、介護保険課でございます。こちら、指摘事項をご覧いただきまして、「USBメモリの外部記録媒体の取扱い」では、外部記録媒体を外に持ち出すときは課長の承認を受け、また、持ち帰った場合にも、課長の承認を受ける旨が定められておりますが、持ち帰ったときに課長の承認を受けていなかった内容となっております。右側の改善内容ですが、外部記録媒体を課の外から持ち帰った場合には、課長の承認を受けることを共有し、持ち出しの記録簿も課長の承認を受ける様式に変更いたしました。

1ページおめくりいただきまして、4番の落合保健センターでございます。こちらも同様の内容になるのですが、外部記録媒体を持ち出した際には、管理する者の承認を受けることになっているのですが、こちらも職員間での確認となっており、本来は、外部記録媒体を利用するときに、管理簿で確認をする形になっているのですけれども、これは課長の承認ではなくて、各庶務担当係長や、係長の承認を受けることとなっておりますが、これは係長に承認を受けていなかったため、指摘をさせていただきます。右側の改善内容ということで、こちらについても認識の誤りがあったため、係長級が確認するという内容に変更し、部内全体で周知徹底を行ったところでございます。

最後、住宅課でございますが、こちらも、各種記録票が最新の状態になっていなかったため、それを最新の状態にするよう指摘しまして、それについては最新の状態に更新いたしました。

こちらを踏まえまして、別紙3「監査の実施結果を踏まえた保有個人情報の適正な管理の徹底について」でございます。リード文のところですが、指摘事項を共有しますので、各保護管理者、課長におかれましては、指摘事項を確認の上、各規程に定められた安全管理措置について点検するとともに、必要な措置を確実に講じるように、統括保護管理者の副区長名で、全庁に周知をいたしました。

1枚おめくりいただきまして、別紙の指摘事項及び各種規程として、各種記録表の作成や記

録媒体の管理体制、また漏洩時の対応の体制ということで、先ほどの指摘事項3つを共有いたしました。こちらはリンクで飛べるようになっておりますので、それを見ていただいて、確認をお願いしたというところでございます。

監査については以上となります。

また、資料3の5をご覧くださいまして、今年度の取組について、今考えているのが、昨年と同様、個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートを各課に回答してもらい、その結果を踏まえて、監査対象を決定したいと思っております。

冒頭で少しお話をさせていただきましたが、今年度の監査について少し皆様のご意見を伺えたらなと思っております。

昨年の監査については、先ほどお話をさせていただいた形になるのですが、今年も点検チェックシートを使用し、各課でリスクがあるところを監査しようと考えております。今年度以降、できれば10年くらいかけて全ての部署を監査したほうが良いと考えており、昨年は5課の監査を行ったのですが、今年は10課あるいは、もう少し範囲を広げて、適正な監査というのを行っていきたいと思っております。

先ほどお話しした点検チェックシートだけでは、10課に絞り込むのも難しいと思いますので、特定の課にならないように、必要性が薄いと判断した課も、少し何か理由をつけて監査していければと考えているのですが、皆様から、監査の方法などについて少しアドバイスなどをいただき、参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。ご質問、ご意見はございますでしょうか。資料全体のことでも結構です。お願いします。

【香川委員】意見ではなくて、これは質問になりますが、監査の実施の流れという、このフローチャートを拝見し、この監査の実施通知から資料提出の依頼までの期間というのは大体どれぐらいの期間でこれを実施されているのでしょうか。あまり短いと逆に時間がかかるし、あまり長いと通知が来てから、その体裁を整えるということも不可能ではないと思ひまして。

【区政情報課長】具体的には、1カ月程の期間を見て、資料を提出していただきました。

【香川委員】分かりました。ありがとうございます。私は正直、あまりこういう経験がないのですが、昔もっと若いときに、イソ弁をやっていたときに、訪問先がメガバンクだったので、銀行なんかは各営業店に抜き打ちで事務検査部が入って。もうその営業店は2週間ぐらい業務が停滞するし、支店長というのは、大体、今池袋支店に入っている、次はどこに入る

んだみたいなのが、何かそういう情報収集をして、逆に言うと、裁判所なんかで高裁から事務監査が入ると、かなり前から内示があつて。そうすると、やっぱりもう、書記官とかも、そっちのほうに気持ちがいってしまって、いろいろ古い記録とかがどうなっているかとか、みんなチェックを始めて。監査が来るといって、通常の裁判業務が事実上停滞するみたいな感じがあつて。なかなかその辺の差配の仕方というのはすごく難しいように、非常に限られた経験ですけども、そういう感覚があるもので、ちょっと質問しました。以上でございます。

【栗原委員】ありがとうございます。ちょっと質問を先にさせていただければと思うのですが、監査は来年度の話でしょうか。質問になりますが、監査をする目的というか、どのあたりに位置づけて監査を実施するのかというところを、もし今時点であれば、伺えればなと少し思っておりました。

監査自体は、かなり労力がかかり、大変なものかと思うので、監査を実施したことの目的やどうなるのかであったりとか、そのあたりがもし今時点あれば、もしくは今回の件を踏まえて、こういったことが見えてきたというのがあれば、少し伺えればと思ったのですが、いかがでしょうか。

【区政情報課長】監査の目的ですが、区として個人情報の事故が防げていない状況でございますので、各所属で、きちんと個人情報の取扱いの中で、例えば個人情報があるものについては、必ず鍵付きのキャビネットにしまうなど、そういった基本的なところをきちんと行っているかを確認するというのが1つ目でございます。

あとは、2つ目として契約の部分で、先ほどの業務委託の中で、きちんと個人情報の特記事項ということで、契約書の中にそういったところも入れて、委託先をきちんと管理、監督しているか。そういったところを見て、区全体の個人情報の取扱いのレベルを上げることが、やはり大きな目的のかなと考えております。

【栗原委員】今回の結果を踏まえて、例えば先ほどおっしゃっていただいた区全体の個人情報保護の底上げというか、そういったことをやっていくということでしたら、今回見えてきたものというか。そこから、どの部分に重点を絞って監査をしていくであったりとか、むしろこの部分の底上げをやっていきたいであったりとか、何かそういった、今年の結果を踏まえた上での具体的な注力分野や、見えてきたものが現時点であれば、少し伺いたいと思います。

【区政情報課長】今回、実際に監査をした中で、まず、やはり事故が起きたときに、区政情報課への迅速な報告ができていなかった部署がいくつかあったので、事故が起きたときの対応について、しっかり行わないといけないというところは、まず見えてきたところだと思っていま

す。

こちらについては、今年の5月に、実務者研修会という個人情報を取り扱う実務者の方、全所属の各課の係長級を集めて、やっぱりこういった事故が起きたときの初動対応というのは非常に重要ですから、しっかりそのあたりをやってくださいということは、伝達しております。

今回見えてきたところとすると、あとはUSBメモリを管理監督者に適正に確認をしていただくということができていなかったのも、そのあたりについても管理の徹底を既に行っております。

しかし、やはりこの4月以降、個人情報の事故があったというお話があったときに、区政情報課への報告が遅いといったところは、研修などでまたしっかりと周知していきたいと思っております。

【栗原委員】ありがとうございます。そういった背景を踏まえて、私個人の1つアイデアといましては、先ほども研修というお話があったかと思うのですが、実際に現場で関わられている職員の方を含め、一度募ってみるというのも良いのではないかとお話を聞いていて思いました。

というのも、実際に運営していく中で、日々感じている部分など、あまり見えていない部分にも注力していくほうが、より監査をする意義や、先ほどの全体のボトムアップにつながっていくとお話をお伺いして個人的には感じました。私からは以上をお伝えさせていただきたいと思っております。

【松井委員】質問なのですが、USBの持ち出しの件についてあったのですけれども、これは、持ち出すときは暗号化して持ち出しているのでしょうか。

【区政情報課長】はい。区全体での取り決めで、暗号化して持ち出すということが定められております。

【松井委員】USBは物理的に暗号化されるのでしょうか。それとも人的に行うものなのでしょうか。

【区政情報課長】物理的になるようなUSBを使用するように定められております。

【松井委員】分かりました。あとは、やはり、ほかの自治体でも、例えばBCCで送るところを間違えてCCで送ってしまうなど、結構いろいろなほかの自治体での漏洩的なものが、結構よく報道されているので、そういうのは新宿区でも起こり得るような話だとは思っているので、他の自治体の事例を参考にして、何か監査というか、そういうのなどに生かしていくのはいかがかなというのをちょっと思いました。

【区政情報課長】ありがとうございます。

【情報システム課長】システムの関係なのでお答えさせていただきます。確かにそのような事故は過去に新宿区でもあったため、システム的な部分でCCや、あるいは通常の送信の宛て先の部分についても、強制的にCCCに入れるという方法も、実はマイクロソフトから、費用は別途かかるというものはあるのですけれども、できますという回答はいただいております。新宿区の場合は区民の方々とメールのやり取りを行う際に、「こういう人たちにちゃんとメールが回っていますよ」という確認のために、あえてCCで送りたいという部署もあるため、その人たちは当然共有されているので、漏洩ということではなくて、そういった場合があるので、こういった方法が良いかというのは、検討しているところであります。

やはり個人情報流出は当然防がなければいけないため、そういう意味では、強制的にCCCに入れるということを初歩的にやってみるというのも1つありなのかなということで、新宿区としても検討しているところになります。

【川野委員】この監査の対象を点検チェックシートなどにすると、やはり課としての自己申告に委ねられてしまうのかなと思っております。

例えばその中で、異動とかがあるとして、新しくこの課に来てみたら、ちょっとずさんだなと感じるとか、その課として風土がちょっとそういう緩いところがあるとかというところを思った方がいるとして、それを日常的に、先ほども日常の業務の中でという、少しそういうお話がありましたけれども、例えばそういうことを感じる職員の方がいらしたとして、それはすごく実は結構大ごとになり得るというか、実際にやっていらっしゃる方の感覚としてそういうのがあったりすると思うのですけれども、そういうのも、通報ではないですけれども、相談ができたりとか、監査というイベント的なものではなくて日常的に、「この課って、みんな、全然この帳簿つけていないよね」とか、そういうのを内部通報的にとまでは言わないにしても相談できたりとか、それを日々ちょっとずつ改善していく、そういうシステムというか、流れというのは、存在はするのでしょうか。

【区政情報課長】委員おっしゃられたとおり、私も若いときとかに部署を異動すると、その部署によってやっぱり取扱いが少し違って、「大丈夫なのかな」というようなところは結構あったりするのかなというのが、率直な感想かなとは思っています。

現在、区では、個人情報保護や、情報公開については、ここにいる3名の職員で日々、様々な相談は受け付けております。基本的には、どんな相談であっても、まずしっかり乗りましようということで、職員に親身になって相談するというような形はとっておりますので、なかなか

かやっぱり制度が難しかったりして、いろいろな細かい相談も受けたりしておりますので、その中でそういった課の中で疑問に思っているようなこととかがあれば、ぜひ積極的に言っていたければなどというところはございます。

個人情報に限った話ではないのですが、ちょっと視点は違うかもしれないのですが、公益通報というような制度もあったりして、区の職員も不正であったりとかいうものを通報するような制度もございます。

【坂下委員】一応、参考になるかどうか分かりませんが、お伝えさせていただきますと、当協会は昨年インシデントを起こしてしまして、公開もしています。個人情報保護委員会に報告をし、対応は終了したのですが、事故を受けて今年から監査を強化しています。年に2回行っており、監査の流れとしては、まずテーマを決めます。今年のテーマは個人情報の適正管理というテーマです。その個人情報の適正管理に対して、チェックシートを用意して、現下の責任者に作成してもらいます。

チェックシートの提出後、常勤監査役を筆頭に、7人ほどのチームで、大体2日間ぐらいかけて監査をします。それは何をするかというと、規程と実際の流れが合っているかどうかをチェックします。現場でどういうの流れになっているか分かりますから、「今までしっかりやっていた」という部署に対しても指摘が3・4個ほど出てきます。それを「指摘」と「改善」に分け、指摘は先々気をつけなさいと伝え、改善というのは今年度中に直せと。規程も直すというのがルールになっています。これが1つ。

もう1つは、当協会では、東京都の特定個人情報保護評価をやっているのですね。評価書自身は都の職員が書きますけれど、その評価書は大丈夫かどうかというチェックをうちはやっているのですが、東京都も、やはりこの監査には結構、どうやって、やっていいか分からなくて、いろいろ議論を3年ぐらいして、今東京都でやっているのは、やっぱり中の職員がやるしかないのです、その職員の方々を、部課長クラスですけれども、年に2回ですね。1回2時間の研修を当協会で行って、それは毎年、広報公聴部の情報公開課という課で行っているのです、情報公開課のほうとテーマの議論をして、今年はどんなテーマにするというのを決めて検証をするというのをやっています。

そういうようにして、人と組織と技術と物理というのですか、セキュリティってかけられないのですね。その中の組織はルールをつくれれば何とかなるんです。でも、人というのはなかなかつけれないので、そこはもうしつこいように言い続けるしかなくて。そのための研修とかというのを徹底的にやるというのが、監査をやる大前提としてやるべきことだとは思っています。

一応助言です。以上です。

【区政情報課長】ありがとうございます。テーマを決めるということは、やはり非常に参考になるなと思いました。また、監査自体を行う我々職員というのが、この個人情報のこの3人で各所属を回って監査をするというような流れで、人数もなかなか限られた中でやらなくては行けないというところはあるのですけれども、やっぱり我々自身も研修をして、スキルを高めたうえで、その職場が適正に、個人情報の取扱いができているか、セキュリティの部分もしっかりできているかについても確認していきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

【高木委員】いろいろ話を聞いていて、大変だなと思いますが、監査のための監査であったりとか、形式のみの監査であっては行けないなと皆さんの意見を聞いて感じました。

佐藤課長をはじめ3名の方、少ない方々で処理をされているということですから、その方々が増える、6人、9人、12人と、どんどん増えるような、そういった形の監査の方法ですとかが考えられればいかなというふうには思っています。

例えば区で言えば、民間企業で言えば、情報が漏れてしまえば倒産するというような会社も出てくるような大きな事態です。ただ、自治体であるから潰れないだけであって、そのところをよく考えるとすれば、重大なというか、重要なデータを持っているところ、たくさんデータを持っているところというところをターゲットに挙げるというのも1つの方法だと思いますし、あとは人的な保障というのですかね。先ほど言ったように、3人が6人になるような、そういったシステムの構築づくりというのも必要なのかなと。日常で当たり前のようにやれるような、底上げができるような監査につなげられればなというふうに関心を持ちました。以上です。

【区政情報課長】今、高木委員から言っていた、やっぱり部署によって取り扱っている個人情報非常に大きく違うというのはありますが、そういったところをある意味テーマとして、そのところをターゲットにするとかというのも1つのやり方かなと。

例えばその庶務の担当の部署の係長に協力してもらって実施するのも、やり方の1つとしてはあるのかなと思います。それもまた1つ、アイデアをいただきましたので、参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

【高木委員】各所管課において、個人情報などに長けている職員がいるはずですので、その後の管理が適正にできるような職員を増やしていければ、いいのかなということで申しあげました。

【区政情報課長】ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。それでは、ほかにご意見がないようですので、本件についても了承とさせていただきます。

以上で、本日の案件は終了いたしました。皆さん、長時間にわたり、お疲れさまです。

事務局から何か、報告事項はございますでしょうか。

【区政情報課長】個人情報の事故の関係がありまして、それについて、報告をさせていただければと思います。

今から資料をお配りさせていただきます。お手元に資料はございますでしょうか。直近で2件ほど個人情報の関係の事故がありましたので、ご報告をさせていただきます。こちらについては、プレスリリースを行ったうえで、個人情報保護委員会等にも報告している内容となっております。

まず、1件目についてですが、右上のほうに令和6年4月10日ということで、福祉健康委員会という区の常任委員会でご説明させていただいた内容ですが、個人情報の滅失についてというところがございます。令和6年3月19日に発生した案件となり、記書きの1番、概要をご覧ください。令和6年3月7日に、新宿区の医師会において、区の健診とがん健診の医療機関から提出された肺がんの読影会に係る肺がんの健診の一次検査票とその画像データ11名分を医師会で受領をしたのですが、その書類一式が滅失した恐れがあると3月15日に、医療機関のほうから問い合わせがあり、発覚いたしました。不明となっている書類については、搜索をしたのですが、発見には至っておらず、11名の方の個人情報を滅失したという内容となっております。こちらについては、3月29日に、新宿区の肺がん健診の受診の事故に関わるご本人に対して、滅失の事実を伝えて謝罪を行っております。

こちらがまず1件目の内容となっております、新宿区から委託している医師会で発生した事故という形になります。これについては、要配慮個人情報も含まれておりましたので、個人情報保護委員会に報告をしている内容となっております。

1枚おめくりいただきまして、今度は軽自動車税のペイジー納付に係る個人情報の漏洩についてというところがございます。本年度の軽自動車税について、ペイジーというものを利用して納付するためのサイトにアクセスした際に、ほかの納税義務者の情報が一部表示されるという事故が発生していたため、報告をさせていただくものでございます。

記書き1番の事故の概要ですが、事故の経過としまして、令和6年5月10日に、軽自動車税についての納税通知書を発布しました。その納税通知書にあるQRコードなどから、ペイジーを利用して納付をするためのサイトにアクセスすると、ほかの納税義務者の情報が表示され

るという事故が発生しました。こちらについては、納付通知書に記載した納付番号を入力して情報を表示するため、事故は納付通知書が送達したと推測される5月13日に初めて発生したと考えられます。事故が発覚した直後に、区のホームページで障害について周知し、利用の休止をおこないました。5月14日に改めて正しいデータをアップロードし、15日から利用を再開いたしました。

漏洩した人数は68名ということで、情報としては、他人の仮名の氏名と軽自動車税の額が、表示されておりました。事故後の対応としまして、まず5月13日にペイジーを休止し誤って表示された68人に対しては、事情の説明と謝罪をした上で、通知書を送付いたしました。また、誤った情報で納税した納税義務者の方は、9名いらっしゃったのですが、その方に対しても謝罪をした上で、不足した分の額についての納付書を送付して、お金を納付していただいたというような内容となっております。

こちら事故の発生原因としましては、2ページ目の3番、3月4日に、軽自動車税の当初課税用テストデータについて、日時データと同じルールで名前が付与されるというテストのデータのファイルの名称が、日々つくられるデータと同じ名前で作られるということになっておりました。それを付与したため職員が日時用のデータと誤認して、ペイジーにアップロードをしてしまったことが原因となります。3月5日にアップロードした後に、4月6日、今年度の当初課税用の本番データをアップロードした際に、納付の番号が重複してしまい、ペイジーに取り込むことができませんでした。それが原因となっています。その際、エラーメッセージも表示されていたのですが、それを担当の確認が漏れており、またチェックリストを作成していたにもかかわらず、そのエラーメッセージの確認がチェック項目に入っておりませんでした。そのため、誤りを把握することができなかったという、大変問題がある内容でございました。

再発防止ということで、テストデータ作成の際には、冒頭に「テスト」というものをつける等ルールを見直すとともに、チェックリストの項目にデータの容量や、エラーの内容を追加することにより、確認漏れを防止していくところでございます。

また、システム運用上の対策として、データの処理をするに当たり、複数の職員でチェック項目を読み上げながら確認し、また、チェックリストを係長、管理職が確認することで、処理の漏れを防ぐという対策をとってまいります。

報告としては以上になります。何かご質問等はございますでしょうか。

【松井委員】漏洩した人数は68名だけで済んだのでしょうか。

【区政情報課長】済みました。

【松井委員】これはスマホなどで映すと、ほかの方の名前が出てきたということで、ログとして記録されていたのですか。

【区政情報課長】おっしゃるとおりで、これはログを確認して、68名の人が閲覧したということ特定しました。そのため、その方たち全員に謝罪をさせていただいたということになります。

【松井委員】その68名というのは、つまりスマホで映した人ですよね。

【区政情報課長】スマホで映ってしまった側の人ですね。

【松井委員】映ってしまった側の個人情報が漏れたということですよね。それが68人分だったということなのですね。

【区政情報課長】分かりにくい説明で大変申し訳ありません。

【栗原委員】本件とは若干ずれてしまうのですが、今回、1件目は委託先というお話と思うのですが、昨今、いわゆるウイルス攻撃も含めて、委託先が攻撃されるケースが、自治体でもかなり深刻になってきているかなと思います。こういった滅失等を含めて、そのあたり今後どうしていくのか、何かそういったところがもしあれば、お伺いしたいと思います。

【区政情報課長】委託先の個人情報の流出は、区の業務を行う上で、なかなかやむを得ない部分ではあるかと思えます。

現状の対策としては、やはり契約書に個人情報の特記事項をつけているのですけれども、その中で、個人情報の取扱いについてしっかり明記をするということと、委託する相手方に対して、職員からしっかりと指導する対応になっております。

例えば、業務終了後に委託先が持っている個人情報については全て消去されているかを確認し、またその確認書の提出や、何か事故が起きたときには、職員がしっかりと現地調査に行つて確認をするということを仕様書の中を含むなど、そういった対策について行っております。

しかしながら、委員がおっしゃるとおり、今、委託先の事故というのが増加しており、やはり委託する前にプライバシーマークを取得しているかをしっかり確認し、事業の選定に当たり、そういったところを相手先、委託先の個人情報の体制を確認するところは伝えております。

【香川委員】今の栗原委員の質問に関連するかと思うのですが、委託先による事故は、委託したことによって、委託先の責任もしくは原因で、事故が発生するということが、ある意味、パーセントとしては中々避けられないと思うのですが、委託先がその業務に関連した保険加入の義務化とか、きちんと保険契約をしているとかの確認は、まだ現時点ではしていないのが実情でしょうか。

【区政情報課長】おっしゃるとおり、保険のところまでは、まだ確認はしてはいないところでございます。そういった点も、委員の意見を踏まえて、今すぐには難しいかもしれないのですが、そういった確認する方法も、何か考える必要があるのかなと考えております。

【香川委員】できればですが、委託先を選定する際の条件や、委託する条件に付加して、かつどのような保険に加入したか、報告書を提出してもらうことが、望ましいのだらうと思います。特に情報に伴って漏洩したときに損害が発生する可能性が高いような案件と、さほどでもない案件とはある程度見きわめがつくと思うので、リスクの高いものを比較するときには、そういったことも検討すべきとは思いますが、以上です。

【区政情報課長】ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

本日は、本当に長時間にわたり、ありがとうございました。

次回の本審議会は、来年1月23日に本日より同日と同じ6階の第2委員会室で午後2時から開催を予定しております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。本日はありがとうございました。

午後3時57分閉会